

I 母体・新生児搬送システムの考え方

◆母体・新生児搬送マニュアル改訂◆

一般産科医療機関や周産期高次医療機関（以下「高次病院」という。）などにおいて、リスクの高い妊婦や異常分娩、新生児疾患等の発症が想定される場合、高知医療センター（総合周産期母子医療センターに指定）、高知大学医学部附属病院（地域周産期医療センターに認定）、国立病院機構高知病院等への転院が必要となる場合がある。

このため、平成20年3月に、それぞれの周産期医療機関の機能に基づき、適切かつ迅速な転院搬送が行われるよう「高知県母体・新生児搬送マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成した。

平成22年度には、高次病院の搬送受け入れ条件の変更に伴い、部分的に改訂を重ね、周産期医療を取り巻く状況が大きく変化する中で、平成23年3月に策定した「高知県周産期医療体制整備計画（平成28年3月改訂）」の着実な推進を図るためにも、平成26年3月にマニュアルの改訂を行い、加除式に変更した。

平成27年8月には、高知大学医学部附属病院が地域周産期医療センターに認定され、平成30年3月に周産期医療体制整備計画と医療計画（周産期医療）の一本化により第7期高知県保健医療計画の策定、受け入れ搬送基準の見直しや語句の修正等の必要もあり、今回マニュアルの改訂を行い、搬送体制の強化により母子のいのちの安全を守ろうとするものである。

◆搬送の原則◆

母体搬送については、緊急でなくても、母体および胎児のリスクをある程度予測した段階で、適切な対応ができる医療機関に依頼することを原則とする。

なお、出生後、新生児の異常が判明した場合は、マニュアル（「**V新生児搬送**」を参照）に従って搬送を行うこととする。

◆搬送の種類◆

搬送の種類は以下のようなものがある（「VI搬送手段」を参照）。

高次病院への搬送	<ul style="list-style-type: none">搬送元医療機関の医師あるいは看護師が救急車等に同乗し、より高次な病院へ搬送する。高知県救急医療・広域災害情報システム「こうち医療ネット」（以下「こうち医療ネット」という。）の周産期搬送受入空床情報を参考に、空床のある搬送先病院に連絡後、搬送する。すべての搬送先病院が満床の場合は、高知医療センターが搬送先をコーディネートする。
出迎え搬送	<ul style="list-style-type: none">新生児の状態が重症であり、搬送元医療機関の医師あるいは看護師による搬送が困難な場合は、高知医療センターの医師が救急車等に同乗し高知医療センターNICUへ搬送する。
戻り搬送	<ul style="list-style-type: none">高次医療機関での治療は不要であるが、退院までしばらく成長を待たなければならない状態の新生児や乳児を、搬送元の医療機関などに搬送する。 高次病院に搬送された児の状態が安定し、搬送元医療機関や地元の医療機関に戻ることが可能、または望ましいと判断される場合や、高次病院が満床となり、新規重症児の受け入れが困難となりそうな状況が予想される場合に考慮する。
県外搬送	<ul style="list-style-type: none">新生児の先天性心疾患の手術など、県内では治療困難な症例は県外搬送を行う。県外搬送は搬送元医療機関の判断で行うが、県内の高次病院が満床などの理由による県外搬送は、リスクが高いことと、他県も本県同様に搬送の受け入れに苦慮しており、厳しい状況が予測されることから、県内の高次病院間で連絡調整し、可能な限り入院を受け入れる。この場合も、コーディネートは高知医療センターが行う。なお、県外への搬送は最終手段とする。

※三角搬送：周産期母子医療センター等の医師が救急車等で依頼元医療機関へ行き、新生児と同乗して他の受け入れ医療機関に搬送すること。